

【一九九九年総括】

(一九九九年六月〜二〇〇〇年五月)

昨年度は、日米安保新ガイドライン関連法の成立を憂えたが、その後、国歌・国旗法、盗聴法、さらに国民総背番号法の成立など、憲法改悪の外堀は埋め尽くされ、いよいよ憲法調査会を衆参両院に設置し、最後の仕上げとして明文改憲の段階を迎えようとしている。

一、平和行進(第三八九〜四〇〇回)

今年度も月例の平和行進を軸に、運動が進められ、本年六月十一日で第四〇〇回目を迎える。行進で市民に訴えたテーマは「AWACSも、給油機もいらぬ」「戦争協力法発動阻止」「民が代」から、『君が代』への危険性の訴え(「国民主権を守れ!」)「基本的人権を侵害する盗聴法反対」など、「自・自・公」「自・公・保」の右傾化路線に真正面から反対する宣伝を行った。

参加人数は、約二〇〇〜二五名で増えないのが残念である。毎回、役員・鈴木喜六氏の撮影する集合写真は「参加のしるし」となり、チラシは、代表委員・小林眞氏の、ワープロ・印刷となっている。このような陰の力を忘れてはならず、また子供達によるチラシ配布も感謝したい。

二、AWACS・空中給油機問題

AWACSは、配備から約二年の訓練を終えて、本年四月から実戦配備についた。我々は、実戦配備反対を基地司令に申し入れた。実戦配備は、日米安保新ガイドラインにより、日米共同作戦の要の役割を果たすことになるであろう。

これに加えて、空中給油機配備がマスコミで報道されたので、直ちに市長と基地司令に配備反対を申し入れた。市の基地対策協議会の態度は、AWACS配備の時よりも真剣になった感じがするが、これからも機先を制して給油機反対の運動を押し進めたい。

三、九九年「六・一八」浜松大空襲と

平和憲法を心に刻む会

ビデオ「教えられなかった戦争・沖繩編」阿波根昌鴻・伊江島の戦いを観賞して、意見交換を行った。高校生二名、及び沖繩出身者一名を含む三二名が出席した。一般市民の参加が、さらに増えることを期待し、新たな集会のあり方を考えたい(会場・遠州教会)。

四、九九年「敗戦記念日」八・一五集会

日の丸・君が代が法制化されたこともあって、八・一

五集会は盛り上がった。集会は、福祉文化会館二二号室で開催され、五四名が集まった。講演は「日の丸・君が代の法制化の問題（溝口春江氏）」と「戦争の予感と私たち（小池善之氏）」で、その後、その講演を巡って活発な意見交換が行われた。

五、九九年度・浜松市主催「八・一五

戦没者追悼平和祈念式典」

これまで、この式典に協賛していた「英霊にこたえる会」の、市役所内からの事務局撤去と、協賛はずしには成功したが、まだ静霊奉賛会支部が残っているので、平和遺族会と共同で、公開質問書を提出し、市長とも面談して、事務局撤去と、八・一五祈念式典への協賛を断るように申し入れたが、成功しなかった。

憲法二〇条「信教の自由」、同八九条「政教分離」について証拠を列挙しつつ説明したが、法学部出身にしては、市長の理解度は鈍かった。

十月二二日、本会の有志二名が県護国神社の例大祭などに列席し、その実態を詳細に見聞してきたので、その事実に基づき、県知事（二千年五月九日）、市長（同年四月二八日）宛に公開質問書を提出して問題の本質を明らかにすべく努力中である。

六、西遠地域連帯する労働組合会議主催の

平和学習会への協賛

協賛団体は、社民浜松支部・平和遺族会・本会で、計四者が足並みを揃えて、近年では、まれにみる平和学習会が行われた。講師は、獨協大法学部教授・古関彰一氏で、演題は「転換点に立つ日本国憲法」。参加者は、八二名（十一月二十五日）。

労組が加わると人数が増えることに改めて考えさせられた。今後、労組がさらに平和運動のために立ち上がってくれることを期待したい。

七、第二〇回「二・一一静岡県西部集会」

「君が代」国歌・国旗法成立問題もあり、真剣に取り組んだ。講演は、「戦後の原像と（日本の）民主主義」：

天皇制民主主義を超えて」。講師は、姜尚中氏（東大・社会情報学部教授）で、参加者一三五名。会場は、Uホール第二会議室であったが、席が足りず、椅子を追加する盛況であり、戦後の日本の民主主義は、日米合作の天皇制民主主義であることなど、学ぶところの多かった

講演内容であった。

八、第二回・反AWACSデー講演会

(三月二〇日・Uホール2F会議室)

AWACSが、浜松基地に配備された無念さを忘れないために始められた反AWACSデーも二回目となった。

講師は、軍事評論家・前田哲男氏(東京国際大学教授)。演題は「二一世紀に向けて：周辺事態法発動阻止、自治体の平和戦略：」。

配備に反対する市民連絡会が解散したためか、参加者は、この種の講演会としては、約半分の五五名に激減。本会、平和遺族会、連帯する労組などが、出席者の約七割を占めていたのは収穫であった。

ここでは、地方自治体がその気になれば、市民を守るためにできることがあることを学んだ。

九、「憲法記念日」の街頭宣伝

小淵・森内閣によって、憲法とは正反対の政策(憲法調査会設置ほか)が推進されている中で、憲法改悪の危機が迫っていることを、市民に訴え、チラシを約千枚配布した。

十、宣伝カー維持費カンパ

九九年の年末から、二〇〇〇年一月にかけて、宣伝カーの車検、駐車場、その他の維持費カンパを訴えたところ、会員の皆さんから二万三千円もの多額のカンパが寄せられた。心から感謝をしたい。

【二〇〇〇年度活動方針】

一、国際情勢

(一) 毎年指摘してきたように、世界平和を目指すべき国連の力が弱いため、現在、世界を支配しているのは、軍事力・経済力共に世界一を誇るアメリカである。一昨年には、国連の承認を得ないまま、米軍を主力とするNATO軍が、ユーゴスラビアの内紛に介入して、激しいハイテク空爆を実施したが、誤爆によって多くの一般市民が犠牲となった。中でも、中華人民共和国大使館に対する誤爆事件は、今でも大きなシコリを残したままである。一つ間違えば、米・中戦争に発展しかねない大きな事件であった。

このような民族的内紛や、それに伴う軍事介入が起こ

るたびに、戦火に巻き込まれ犠牲となるのは、必ず一般庶民である。家族を失い、家を焼かれ、手足を失い、行く宛もない大量難民が発生し、尊い生命が失われる。かかる不幸な事態の発生を根絶するためには、異なった国や、民族間の不信や利害を、互いの理解と寛容により、「共生と協力」の道へと転換させる以外にはない。

また、異なった宗教や、民族文化の伝統に対する理解を深め、互いに認め合いつつ、平和的共存を最優先する態度へと転換することである。

これが出来ないのは、世界中の大国をはじめ、小国に至るまで、軍事力を保有しているため、これを安易に用いて力づくで問題を解決しようとするからである。

ここに問題の本質がある。従って、全ての国が軍事力を放棄し、問題の解決を、力に頼ることを止め、平和的手段のみに限る解決の世界的システムを作り出す以外に、人類の未来は開けないのではなからうか。

それ故、国際情勢を一言で表せば「軍備世界に平和なし」と言うことが出来る。

従って、大国（国連常任理事国）の核独占や、兵器輸出などの身勝手は、戦争を作り出すことはあっても、平和を作り出すことは決してあり得ない。

結局、大国は、自国の利益のみを追求して、途上国内紛を作り出し、兵器を売りつけ、内紛に介入するマッチポンプではあるまいか。これでは、いつまで待っても世界平和は実現しないのである。

（二）今、人類の運命に関わる重要問題を列挙すれば①核兵器に象徴される軍事テクノロジーの、果てしない進歩は、人類が平和ではなく、滅亡に向かっていることを我々に予感させる。

②人類（特に先進国）の欲望を満たすために、科学技術の驚異的進歩がもたらされ、その結果、便利で快適にはなったが、その代償として目に見えぬ有害物質が地球規模で蓄積され、環境破壊や汚染を生み出した。また、人口増加、食料、水、資源の乱用による枯渇の問題、温暖化の問題、さらに情報社会化や遺伝子操作、医学上のバイオ・エシックス（生命倫理問題）など。

これらを放置すれば、人類は自らの首をじわじわと絞める結果を招いているのである。

（三）以上を総合して考えると、今、国際情勢は、確かに人類滅亡の方向に向かっていると見て良いだろう。

このことを考える時、もはや自国の安全のみを追求する軍備増強や、国益の追求にのみ血道をあげている時代ではなく、人類が一致協力して先に挙げた人類の危機に対処し、人類全体の生存と利益のために努力しなければならぬのではないか。

我々は今や「生か死か」の危機的状況の前に立たされているのである。

二、国内情勢

① 政・財・官から、警察・自衛隊にまで及ぶ支配構造の腐敗は、目に余るものがある。国民は、真面目に働くことが馬鹿らしくなり、青少年にも深刻な影響を与え、異常犯罪の急増をもたらしている。今や、政治不信は、その極に達しつつある。

② バブル崩壊後あたりから、経済・金融・行政の上部に広がっていた違法・背信・ウソ・隠蔽などの悪行が噴出し、底知れぬ無責任・不道徳を露呈した。形ばかりの「平身低頭」は、国民を「またか」とウンザリさせた。青少年にも影響を与えない筈はない。

③ 我が国の支配階級を代表する政・財・官の腐敗は、癒しがたい病的状況となったが、自ら反省せず、自浄能力がないことを露呈した。その病的に腐敗した政治家たちが、その責任を憲法や教育基本法に転嫁し「憲法調査会」を設置して、その改悪を計っている。しかし、腐敗した彼らに憲法を論ずる資格はない。

④ 長い間続いた保守政党の政治が、違憲行為を積み重ねて自ら作り出した「現実」は、憲法空洞化の現実である。この現実に憲法を合わせ、引きずり下ろすために設けられたのが「憲法調査会」である。

⑤ 小渕・森内閣は、これまでの保守政党内閣が、したくでも出来なかつた戦争協力法（関連法）、国旗・国歌法、盗聴法など、平和・人権・主権に関わる憲法大原則を侵害する悪法を、自・自・公、自・公・保と手を組んで矢継ぎ早に成立させた。

保守政権がこれまで着々と布石を打ってきた政治課題の総仕上げの感がある。その延長線上に森首相の「日本は、天皇中心の神の国」の発言が飛び出し、天皇の元首化を目指す自民党の本音が出た。

我々は、以上のような軍事大国化、国家主義化、天皇強化政策の足音を聞き取り、主権・人権・平和の憲法に堅く立って、反動政治に対処しなければならぬ。

二、具体的な活動方針

(一) 「憲法」は、権力を抑制し、個人の人権・自由・権利を守るトリデであることを啓発し、宣伝して、市民に自覚を促す。

(二) 森首相の「日本は、天皇中心の神の国」発言に対し「日本は国民中心の民の国」であることを、より鮮明にし、国民主権を堅持する運動を強化する。

(三) 昨年、NGO主催のハーグ平和会議は、日本国憲法第九条を手本にすることを国連に提案した。この機会を逃さず、国際的に運動を広げる手だてを探り、更に、この第九条を世界に広める努力を始める。

(四) 国際的にも、国内的にも、行き詰まりつつある状況を突破するのは、これまでの力の政策を百八十度転換して、憲法第九条の非武装・戦争放棄しか、道が残されていないことを、政府や国民に訴え続ける。また、これを実行できる真の護憲勢力の結集にも努力する。このため市民、特に若者たちの心にも、平和の灯火を点じ、我々の運動への参加を呼び掛けていく。

(五) 主権・人権・平和の憲法感覚を鋭敏にし、憲法の精神を実現するための学習活動を強化し、当面する課題に取り組む。

① 運動の柱として、今後も憲法を守る平和行進をねばり強く継続する。

② 運動を展開する準備や計画を練るため、役員会を毎月一回開催する。また、その際、可能な限り「ミニ学習」を行う。

③ 会員増加は、急務であり、更に努力する。

④ 憲法を学ぼうとする人々や、団体の要請に応じて講師を派遣する。

⑤ 必要に応じて、具体的に行動し、講演会やその他の催しを企画し、実行する。

⑥ 当面、防衛費の大幅削減(目標は全廃)と、海外派兵阻止、AWACSの撤去、空中給油機の配備阻止のために全力を傾ける。

⑦ 我が国に、まず憲法第九条を実現し、同時に第九条を世界に輸出することに努力し、世界の軍備全廃を目指す。

⑧ 政府や国民に、過ぐる侵略戦争への反省・謝罪・補償の重要性を訴えると共に、反戦平和のた

めに立ち上がるように訴える。

⑨ 国連 N G O (非政府組織) と連帯する。

⑩ 二・一一集会 (信教の自由を守る集会)

五・三三集会 (憲法記念日)

六・一八集会 (浜松大空襲)

八・一五集会 (敗戦記念日)

* これらは、場合によっては、他の市民団体と協力し、集会や宣伝活動を行う。

⑪ 平和遺族会、護憲勢力、平和問題研究所、その他、生命と暮らしを守る市民団体・民主団体と連帯し、力量に応じて協力し合う。

⑫ 浜松基地をめぐる諸問題 (騒音対策、航空祭、ブルーインパルス、航空博物館の監視など) に対応し、最終的には基地を撤去して、平和都市・浜松の実現に努力する。

⑬ 「新靖国法案」を阻止すると共に、静霊奉賛会と護国神社とのゆ着をめぐる憲法違反にメスを入れ、政教分離・信教の自由の原則に戻すため、平和遺族会と共に努力する。

⑭ 主権者として、政府や自治体に対し、問題発生 の度毎に抗議文・要請文を送付し、場合によっては、直接交渉などを行う。

国民の主権・人権・平和を確立するために！

『日本の国は、
国民中心の民主主義の国』

― 憲法を守る四〇〇回記念平和行進 ―

◆ 一九六七年二月、私たちは、明治・大正・昭和と現人神 (あらひとがみ) 天皇の治める「神の国思想」の基礎であった「紀元節 (二月十一日)」を、「建国記念の日」とする法律が強行採決されたことに危機感を抱き、国民主権 (民が代) を守り抜く決意のもとに立ち上がり、再び天皇主権 (君が代) に逆戻りさせないために「紀元節復活反対」のデモを行いました。

それを機に、毎月一回・第二日曜午後、自発的に集まり、憲法を守る小さな平和行進を開始したのです。以後、雨の日も、風の日も歩き続けて、今日六月十一日で四〇〇回目を迎えました。

◆森首相は「神の国」発言を、なぜ撤回しないのでしょうか？

★日本の流れ

- ←◇「建国記念の日」制定……………（紀元節の復活）
- ←◇元号の法制化……………（元号は、天皇が日本国を支配する象徴）
- ←◇「君が代」強制……………（学習指導要領を通して、学校の式典への強制）
- ←◇平成天皇・即位の礼……………（天皇に対し、総理大臣が臣下の礼を行った）
- ←◇国旗・国歌法の制定……………（「君が代」の制定により、「民が代」を否定）
- ←◇「憲法調査会」設置……………（憲法改悪へ…特に九条…戦争準備）
- ←◇「日本国は、まさに天皇中心の神の国」・「国体」という首相発言へ

★森首相が、この発言を撤回しないのは、右の通り、これこそ自民党が一貫して推進してきた政策だからであり、これをかばう自・公・保も同罪です。

◆そもそも、憲法は何のためにあるのでしょうか？

・憲法は、国家権力を暴走させず、国民・個人の人権・生命・権利・生活・平和を守るためのものです。これを権力に取られると、また、国家主義の復活です。しかし現実には、改憲に向けて「憲法調査会」が設置されたのです！

・今度の選挙は、民主権のトリデである平和憲法を守れるかどうかの重要な分岐点です。さあ、あなたはどうか？ 子や孫のために…。

◆平和行進四〇〇回に当たり、私たち憲法を守る会は、市民の皆さんに、日本国民が、より国民中心の民主国家・平和国家として立つべく、平和憲法を守り抜くことを心から訴えます。

「二〇〇〇年六月十一日（日）第四〇〇回・憲法を守る平和行進」
| 浜松市憲法を守る会 |
| 事務局 浜松市紺屋町三〇一〇十五 |
「